

大阪府男女共同参画審議会 第二回DV防止基本計画検討部会（議事概要）一部確認中

開催日時：平成28年8月3日 水曜日 午後3時から4時40分

場 所：大阪府立男女参画・青少年センター3階 大会議室

出席委員：伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授
 渋谷 元宏 弁護士
 中川 千恵美 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授
 山中 京子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
 吉田 勢子 日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

会議の概要

- 1 開会 男女参画・府民協働課長あいさつ
- 2 議事

(1) 大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）（部会答申案）について

◎主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局等（関係者含む））

○委員）DVを見て育つ家庭の子ども達は虐待を受けている、と児童福祉の領域では認識されている。でも、児童福祉法では18歳未満を対象としており、それ以上の「オーバー18」はDVか虐待か線引きが難しいところ。

「子どもセンターぬっく」という大阪のNPO法人、これは弁護士だけでなく、女性の学生に対するシェルター機能を持った母子生活支援施設の施設長もメンバーとして関わっているものだが、「帰る場所がない、帰りたくない」という人たちに対し、逃げ場の提供など地道な活動を行っている。そのようなシェルター機能を持つNPO法人が大阪で活動しているので、盛り込んでいただきたいと思う。実際にやっている活動でもあるので。

18歳以上をどう考えるか、現行制度の狭間、隙間を埋める支援の問題。もちろん、18歳以下であれば、児童虐待絡みで児童相談所などが相談に応じていると思う。

○委員）府内自治体で、吹田市の配偶者暴力相談支援センターがWリボン、DV防止と虐待防止の二つのリボンを付けたバッジを作り、DVから児童虐待につながらないように取り組んでいるが、このような自治体の取組なども盛り込んでいただきたいと思う。

○委員）新DV防止基本計画の概要版を作るのであれば、対応版のフロー図のようなもの、例えば、性被害でサチコを利用する場合はこのような対応、DV支援を求める場合の窓口とその後の支援の流れが図示されているようなものがあればと思う。マニュアルとかフロー図。被害者から警察、医療機関、婦人相談所に連絡が入り、その後の対応、連絡、支援などがどう繋がっているのかなどの全体図的なものがあれば、

と思う。

○委員) 資料1のP4の「府支援センターにおける相談対応」の部分について、チャート図というのか、どこに相談に行けばよいのかという周知に関する課題ですね。複数の相談窓口が用意されていても、十分に周知されていないから警察に相談にいくということになってしまっているのかもしれない。もう一つは子どもに関する項目で、NPOとの連携に関する部分ですね。

あと、国が子ども相談の関係で、ファミリーカウンセリングに関するマニュアルを作っている。一対一面接や集団カウンセリングについて、特に遊びなどを織り交ぜながらカウンセリングを進める方法などもあると聞いている。

○委員) 弁護士会には法律相談など一般的な相談窓口もあるし、DVに関しては電話相談も毎週実施している。相談があれば弁護士会につなぐことも可能なことを書いていただければと思う。

○委員) 確かに、配偶者暴力相談支援センターに行く前に弁護士会に相談してもらえれば、と思う。被害者が行動を起こそうとする時、今後、どうなるのかについて情報がないと、最初の第一歩が踏み出せないということは考えられるため。

○委員) 参考資料1のP15 上段に「法律相談の実施」に弁護士会で行っている無料電話相談が既に書き込まれているので、新たに書き込むこともないかもしれない。

○委員) 法律相談はむしろ、「4 自立への支援の充実」よりも前の部分に書くべきですね。「2 安心して相談できる体制の充実」か、又は両方に書くべきかもしれない。自立の為にも必要なことだし、一歩踏み出すためにも、例えば離婚などは法律的な支援が必要なので。

○委員) 「2 安心して・・・」に書き込むことは考えられるが、「3 緊急かつ安全な保護の実施」にも関係している。

○委員) まずは「2」の方に書き込むことがいいのかもしれない。多くの方は「保護命令」なんてご存じない。どうすればいいのかわからない時に、弁護士会の無料電話相談窓口で相談することはいいきっかけになるかもしれない。

○委員) 相談に乗れる体制づくりについて、例えば、配偶者暴力防止暴力月間に「こんな相談をやってますよ、こんな窓口がありますよ」ということを同時にキャンペーンすることなどは、広報の工夫の一つとしてありえるかもしれない。

そのこととあわせて、相談を受ける方の育成を図る必要がある。DVについての認識を高めていくといくための育成プログラムのようなものを、どこかの研究機関の協力を得て充実させていくということも求められると思う。

子どもへの支援については、参考資料1のP11の「子どもへの対応」、P15の「子どもへの支援」、P17の「調査研究の推進等」で、繰り返し登場しているが、面前DVをうけて長期にわたって支援を受ける必要がある子ども達への支援に関して、その支援プログラムをどう継続していくのか、ということについて検討が必要。

また、暴力に頼らない人間関係作りということになると教育機関の中で小さい時から醸成していかないといけない。個別の支援と暴力によらない人間関係づくりという課題が両方ありえると思う。

○委員) これは何か研修をしているのか。

●事務局) 相談員を対象とした研修は実施しているし、また、学校の教職員向けの講座なども開催している。

○委員) 現場では直接向き合う課題なので、需要・ニーズはあると思う。

○委員) 現場で生活支援を行っている方、例えば生活保護、福祉、社協、保健、医療など、直接、被害者支援に携わる方の研修は二層構造になっている。基礎コース、ロールプレイツきの専門コースがあり、この3～4年実施している。だが、非常にシビアなケース、具体的には課題が重なり、複合的な課題として抱える方もいる。精神疾患などをもちながら、障がい者であり、高齢者でもあるといったケース。そのような困難な事例に対応できるような、アドバンスな研修があってもよい。そのような専門研修と、多くの方に手をさしのべられる(入門用の)研修の両方が必要と思う。これらのことを答申にどこまで書くかという問題はあがる。。

○委員) それぞれの分野の人たちの中で情報交換する場所があればよい。部分部分で見えていることを総合化して見る必要があるため。

○委員) 市町村では市町村内での連絡会議を設置しているが、情報交換機能が形骸化しているのではないかという懸念を持っているところ。関係機関が多くなると、横断的に一貫して見ることができるようになる必要となるので、配偶者暴力相談支援センターが適任かもしれない。センターを増やすことなく対応する方法として、市町村についてはどのセクションがコーディネーター役を務めるか、役割分担を明確にして人権部局や子ども部局がやるなどもある。

○委員) 各市町村で活動しているNPO等を把握してつなぐことができるというシステムが取ればと思う。

○委員) 課題はそのシステムを男女共同担当課がするのか、子どもやDV担当課がやるのかという問題。

子どもへの対応は児童相談所と連携してやっていくことになる。なお、参考資料1のP11に「緊密な連携を図り必要に応じて継続的な支援」と表現されている。表現意図は分からなくはないが、もう一歩、進めた書き方ができないかと思う。具体的には、子どもへの虐待の背景にはその母親への虐待があるケースが多く、母親への虐待があってもその被害を訴えない限り、外には虐待を受けていることが分からない。しかし、子どもの虐待を通じて母親がDV被害を受けていることが見え、女性の保護に繋がることがある。そう考えると、児童相談所のほうに、もっとDVのことを分かってもらおうとか、子どもから発見した兆候を女性相談センターにつなぐとか、そのまた逆もしかり。既に取り組まれていることとは思う

が、書き込んでよいのではないか。

○委員) 国の「配偶者等からの暴力に悩んでいる方へ」というホームページを見ると、府の場合、児童相談所などの名前と電話番号が載っており、大阪市、堺市、吹田市、枚方市など各自治体でも活動をしていることが掲載されている。このような機関が連携して取り組んでいるということや弁護士会など民間の取組との関わりについて、フロー図か何かで可視化されていれば、流れが分かり、いざという時の連絡に活用されるのと思う。

○委員) 障がい者のところで、これは性暴力の問題かもしれないが、知的障がい者の問題について目配りがあればよい。知的障がいの方に対するDV問題についても難しい課題があるので、何か記載できればと思う。この前の相模原で起こった事件のことも視野に入れておかないといけない。

○委員) 堺市の前のDV計画の策定に携わったことがある。そのパンフレットはカラフルで、ポイントがまとまっていたものだったが、その裏にフロー図が記載されていて、対応の流れが図示されていた。観音開きのパンフレットで分かりやすい形になっていた。

○委員) 大阪府ではやっているが、トイレとか銀行とかに小さなパンフレットを置いていましたよね。あれはあちこちで配っていると思う。

○委員) 定期入れやカードケースに入るような感じですね。

○委員) シェルターの広域連携の話はどうなっているのか。

●事務局) 広域連携が必要な場合、まずは保護施設を探すことになる。保護先として民間シェルターも利用している。今のところは社会福祉施設などにご連絡させていただくことが多い。ただ、府県の婦人相談所間の連携は常時行われているというわけではなく、難しいと感じている。

○委員) 保護における広域連携に関しては、まだ課題が残っているということですね。

○委員) 同じ婦人相談所間での連携が難しいということか。大阪府の女性相談センターが奈良県の女性相談センターに頼もうと思っても、難しいということなのか。

●事務局) 状況もさまざまであるが、他府県に保護をお願いすることは頻繁にあることではない。最近あった事案では、改めて、大阪府と他府県の当該施設が委託契約を結び、一時保護してもらったというケースがある。婦人相談所間で一時保護について広域連携をどうするかということが共有されていないのではないかなと思う。

○委員) 国が関与してやらないとうまくいかない部分もあるかもしれない。その辺は確かに課題ですね。

●事務局) 大阪府内での一時保護先は契約を結び、確保しているが、保護を希望される方の中には「大阪府内で保護されるのは怖い」とおっしゃる方もいるので、そ

う意味では広域連携は必要と思っている。

- 委員) 面会センターについては法務省マターと思うが、現状はどうなっているかを調べておいた方がいい。DVを経験した離婚後の親権、養育権をめぐる、父親側からの面会要求に対する対応ということで。
- 事務局) DV計画に面会交流制度に関する記載のあった兵庫県に聞いてみたところ、庁内の面会交流所設置を検討したが、設置基準がはっきりしない、「配慮を要する」とはどこまでの物的施設が必要とされるのかについて議論となり、国に設置基準を明らかにしてほしいと要望していると聞いている。
- 委員) 法務省マターだと思う。裁判所がある程度対応しないと無理。ただ、現状はどうなっているのか調査してもいいと思う。
- 委員) 明石市が、離婚した後の子どものケアや面会のことにも取り組んでいたと思う。市長が弁護士出身ということも関係しているかもしれない。特徴的なのは離婚した際、子ども自身が面会したいのか、したくないのかを書くという制度などがあったと思う。向学のためにも調べてみていいのではないか。

- 委員) 府のDV相談件数を検索したが、府のホームページでは、誰から受けた暴力で、どういう対応をしたのかなどが一覧表で年度ごとに掲載されているが、内容が身体的暴力か心理的暴力なのか、その推移の傾向が分かればと思う。
- 事務局) ホームページ上で掲載しているのは市町村のDV相談件数の基本的な部分だが、女性相談センターでは「業務概要」により詳細な内容を掲載している。
- 委員) 全国では心理的虐待が最近増加傾向にあり、26年度では最も件数が多い。心理的虐待は、のちのちまで影響するということが見えにくい。
- 事務局) 大阪府内では複合的な暴力を受けているケースが多く、単純に身体的暴力とか精神的暴力と区別できることの方が少ない。もちろん、面接等で複合的な暴力を受けていることはお聞きしている。身体的暴力だけ、とか精神的暴力だけと区別することは難しい。
- 委員) 虐待の場合と違って、そういった把握はしていないということですね。
- 委員) 政府がDVの定義を広げ、身体的だけでなく、心理的な暴力もDVに含めているので、どこまでが身体的暴力でどこからが心理的暴力なのか、分かりにくくなっている。DVの中身をはっきりさせて調べないと、現場でも複合的な把握になってしまう。
- 委員) 複合的でも一つ一つカウントすればよいので、ケースファイルにそれぞれの暴力形態を書けばよいこと。この人については、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力があったと記録してカウントすれば、どの形態の暴力が多いのかが分かる。そういう記録や統計の取り方をしていればよいのではないか。

- 委員)当初は身体的暴力に限定した調査をしていたのが、DV法が変わって暴力の定義が広がってしまい、広げた定義で調査していることで分かりにくくなっている。ただ、保護命令については身体的暴力という枠が掛かっている。
- 委員)参考資料1のP15で「被害者等にかかる情報の保護」で、マイナンバーに絡めて注意しないといけないことはあるだろうか。マイナンバー制度に危うさを感じているため。
- 委員)被害者を探す手立てになる可能性がある。
- 委員)マイナンバー制度自体が途上なので、計画で触れるのは尚早かもしれないが、何か危うさを感じるどころ。
- 委員)今後の5年間を考えると、大丈夫なのかという懸念はある。
- 委員)情報管理を徹底しても漏れる可能性はある。前回議論したSNSの話とも関連している。
- 委員)何か書くとしたら、現時点では抽象的な書き方にならざるを得ないかもしれない。
- 委員)実際、母子生活支援施設ではDVから保護されて、住所地を移す際のマイナンバーの取扱いについて、本人が取り扱うのではなく、施設職員が委託を受けて対応し、移動させたという情報が漏れないように配慮している。被害者のマイナンバーも含めた情報の保持ということも今後、重要になる。
- 委員)保護命令に関わることもかもしれないが、配偶者暴力相談支援センターと警察と裁判所の連携はどうなっているのか。うまく行っているのか。
- 事務局)大阪府では三機関の連携強化に向け、毎年度、会議を開催し、その中でそれぞれの機関の対応状況や疑問点などをお互いに情報共有している。
- 委員)実際に個別に発生したケースではうまく流れると言う形のルートが出来ていると理解してもよいか。
- 事務局)はい。
- 委員)うまく行っていないこともあると聞いている。それが結果としてうまく情報遮断されていることがあるかもしれない。情報が漏れてしまうリスクもあるので。警察はどうか。警察の広域連携のようなものはDVでもあるのか。
- 事務局)他府県の警察本部とは連携している。例えば、勤務先や避難先がある場合は連絡して情報共有を図っている。
- 委員)組織がきちりとしているということ。警察が動きはじめていることは力強い。市町村基本計画の策定とか、市町村支援とかはどうか。力量不足の市町村に対する府のサポートなど。
- 事務局)毎年4月に市町村担当課長会議を開催し、その際、DV計画の策定を依頼して

いるところ。参考資料1のP18に市町村数を記載しているが、平成23年には13市町村が、平成27年には35市町村、今年4月には39市町村となり、のこり4市町村。根気よく働きかけていきたい。

○委員)「自立支援」への流れについて何か付け加えることはないか。

被害者に対する医学的・心理的な援助、法律相談も含めてではあるが。

○委員)生活に関する支援に関して、生活保護、医療、保険、年金など地域に根付いていくための、もう少しきめ細かな支援をNPOやNGOの方々が訪問してサポートするという取組を地域に詳しい女性達が吹田市かどこかでされている。答申に書き込むかどうかは別として、役所的には生活支援は生活保護などに限定されるのだろうが、地域に密着して住んでいくためには、NPOやNGOのきめ細やかなサービス提供なども視野に入れて、生活に関する支援の部分を充実させてもよいのではないか、今後5年間の動向を見据えて。

○委員)NPOとの連携というテーマですね。

○委員)役所では普通、そこまではきめ細やかなサービスはやっていない。

○委員)今、「子ども食堂」が言われているが、一見するとDV被害者支援とは関係がないと思われる領域だが、母子が支えられる取組が新たに芽生え始めている。このような取組についてどう盛り込んでいくか、NPOやNGOに関する取組で。

○委員)大阪府内域で「子ども食堂」はそんなに盛んなのだろうか。逆に、「子ども食堂」を加害者が追跡することになるかもしれない。難しい問題かもしれない。

○委員)子ども食堂の数は分からないが、市内、堺市内、色々なところで行われている。

○委員)情報提供ではあるが、「住宅の確保」か「生活の支援」になるのかは分からないが、入居する時にモノがない、生活保護のお金がもらえる前にモノがない、布団がない、洗濯機がないなどの問題がある。大阪市では社会福祉協議会が独自に10万円の扶助制度と現物提供のサービスを行っている。社会福祉協議会のヨコの連絡で冷蔵庫を手配したりしている。そのような取組をどう盛り込むかという問題はあるが、情報提供する。生活保護によるお金が入るまでの生活をどう支えるかという意味で。

○委員)社会福祉法人がベースとなるお金を出して、現物を支給して、生活を始める際の支援をしていきましょう、というもの。

○委員)女性も男性も誰でも利用できる。基本は生活困窮の方に対するサービスなので。大阪が先鞭をつけ、今では全国20~30箇所に広がっているサービス。

●事務局)住宅の確保に関して、参考資料1のP14に、府営住宅に配偶者からの暴力の被害者が一時使用するための住宅を確保し、併せて当面の生活用品の貸与を行うことは盛り込まれている。

- 委員) サービスが充実してきた感がある。ただ、それは「府営住宅」に関する取組についての記載。社会福祉協議会は、府営住宅だけではなく他のセクターでもやっているし、やろうとしている。「府営住宅」に限定したものではない。
- 委員) 大阪府の基本計画に関する事なので府営住宅以外は書きにくいかもしれない。
- 委員) 保護命令への対応に関して、「子どもの安全確保」があるが、実際には高齢者の親族も一緒に保護命令が出ているケースもある。子ども以外の親族に対応できる支援的なものがあれば。
- 委員) 「保護命令に対する適切な対応」(参考資料1のP12)のところで、「高齢親族への対応」を、ということですね。
- 委員) 情報管理も含めてということかもしれないが、「子どもの安全の確保」(参考資料1のP13)の項目で、「子どもの安全の確保や情報管理のあり方等についての」という部分に「同行親族」を付け加えるという感じか。
- 委員) このようなケースは聞いたことがある。
- 委員) 「尋ね人」悪用のケースでは、高齢者が徘徊していると作りたてて、情報収集するということがある。情報管理の話になるのかもしれないが、一緒に同行して逃げている親族についての情報収集をストップさせたい。限界があって難しい部分だが。何か届け出れば情報収集をストップさせることができるシステムがあればよいのだが。
- 委員) 答申名が「大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について」とある。法令改正で生活の本拠を共にする場合を含むということになり、現行計画P16でも「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」とあるので、次の計画では「配偶者等」を入れたほうがよい。
- 事務局) 現行計画では「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」と「等」を入れている。
- 委員) 配偶者に限定していない趣旨。その意味で「配偶者等」にできないかと思った。
- 委員) 夫婦関係に限定しないで、デートDVなどを視野に入れるという意味ですね。
- 事務局) 法律名をベースに設定していることでもあるので検討させてほしい。
- 委員) 教育分野にもこの計画を浸透させていくという中で、法律名とリンクしているので「等」を入れるのが難しいということであれば、対象者の定義付けを記載すればよいのではないか。
- 委員) 少なくとも、タイトルに「等」を入れないとしても、答申のどこかに書き込んでいただければと思う。
- 委員) 現行計画のP1には「なお、生活の本拠を共にしない交際相手は含みません」

となっている。

○委員)内容的には、デートDVも含まれているし、パートナーなど広い形でとらえていると思う。その辺を反映できないか。

●事務局)趣旨は理解できるので、検討させてほしい。

○委員)基本計画の「子どもへの支援」(P15)の中で、スクールカウンセラーの活用があるが、児童相談所や18歳以上の子どもに関する案件の中でスクールソーシャルワーカーが対応されているケースもあるので、位置付けておけばと思う。

○委員)資料1のP3に「社会福祉協議会」を入れていただいたが、福祉関係は民生委員と社会福祉協議会関係だけでないので、もう少し幅広く、福祉関係者全般がDVについて、理解を広めて頂けるよう周知に努めるという表現にすればと思う

○委員)福祉専門職のみならず、社会福祉協議会を含む地域の民生児童委員とか、コミュニティーソーシャルワーカーなども位置付けてもらってもいい。

○委員)相談に関して、学校で相談する場所はどこになるのか。デートDVで高校生が被害を受けた場合はどこで相談するのか。制度として整っているのか。養護教諭が対応することになっているのか。そうすると、養護教諭の研修が必要になってくるのかもしれない。大学の場合だとハラスメント相談窓口がある。

○委員)スクールセクシャルハラスメントについて課題認識はあり、各校において対応されていると思う。

○委員)相談窓口があるかないかが、交際関係のDVでは大事になってくる。

○委員)そこでも二次被害にあわせないということが課題としてある。子どもたちの方から相談があったときに、逆に「あなたが悪い」というメッセージを送ってしまわないようにという課題は共有していかないといけない。窓口は養護教諭の場合もあるし、それ以外の先生の場合もある。

○委員)学校内でデートDVの相談担当者を決めて頂くというのは、画期的かもしれない。相談担当者に対する研修などは必要になるかもしれないが。

○委員)それについては、各校で課題として取り組んでいるとは思う。

○委員)この15年の間に基本計画は十分練られている。大きく付け加えることはないかもしれないが、まだ工夫すべき余地があると思う。

○委員)一時保護中の子どもの学習支援は、府社会福祉協議会でやっているのか。

●事務局)事業としては社会福祉協議会に委託して実施。

○委員)学校に行けない子ども達、学習保障がなされない状態が発生してしまう。児童相談所の一時保護だと教育を受ける機会は確保されているが。

●事務局)府事業として社会福祉協議会に委託して実施しており、DV防止法による一時

保護だけでなく、児童虐待のケースも含め、児童福祉法による一時保護とともに
一体の事業として始めたもの。

- 委員) 虐待の場合だと、児童養護施設から管轄の学校から行くのではないか。
- 事務局) 長期間になれば地域の学校に通学する場合もあるが、一ヶ月ぐらいの期間で保護されている子どもであれば、これまでは学習を受ける機会が確保されていなかったが、今は社会福祉協議会に委託して事業として用意している。
- 委員) 参考資料1のP15の「子どもへの支援」で、「一時保護中の児童に適切な学習機会が提供されるよう努めます」とある。実際に見学に行ったことがあるが、元教員の方が一対一で授業をされていた。
- 事務局) 施設との関係があるので、学習支援員の派遣をコーディネートしていただくため、社会福祉協議会に委託している。
- 委員) 社会福祉協議会の、地域に対するボランティアコーディネートのような考え方ですね。
- 委員) 社会福祉協議会と教育現場が連携を取って、学習支援に当たることを模索していくことが現実的と思う。社会福祉協議会に「お任せ」ではなくて、学校現場とも連携を取りながら行うという意味。

- 委員) 色々と意見をいただいているが、事務局で修正いただいて、修正後の文案については私に一任していただき、8月の本審議会でもう一度審議し、最終の答申として成案としていくということによろしいでしょうか。(→了)

以上